

第1回黒松内町総合教育会議 次第

と き 平成27年7月17日（金）
午後3時30分
ところ コミュニティ防災センター
町民活動室1

1 町長あいさつ

2 出席者の紹介

3 議 題

(1) 黒松内町総合教育会議設置要綱の制定について

(2) 黒松内町教育大綱の作成について

(3) 当面する黒松内町教育課題（協議）

4 その他（今後の予定等）

黒松内町総合教育会議（構成員）

（平成27年7月17日現在）

役 職	氏 名	備 考
町 長	鎌 田 満	
教育委員長	池 田 重 人	
教育委員	小 林 尋 子	
教育委員	成 田 志津代	
教育委員	岡 久 孝 雄	
教 育 長	内 山 哲 男	
庶 務	教育委員会総務・生涯学習グループ	教育次長 鈴木浩勝

3 議 題

(1) 黒松内町総合教育会議設置要綱の制定について

黒松内町総合教育会議設置要綱 (案)

(目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、町長と教育委員会の相互連携を図り、本町の教育行政の推進に資するため、黒松内町総合教育会議(以下「総合教育会議」という。)を設置する。

(構成員)

第2条 総合教育会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(所掌事項)

第3条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整を行うものとする。

- (1) 法第1条の3第1項に定める大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(会議)

第4条 総合教育会議は、町長が招集し議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 3 総合教育会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 4 総合教育会議は、第3条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者及び学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 5 総合教育会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、又はその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第5条 町長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、原則、これを公表する。

(庶務)

第6条 総合教育会議の庶務は、教育委員会総務・生涯学習グループにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し、必要な事項は総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月 日から施行する。

総合教育会議の概要

(趣旨)

今までの教育委員会制度は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保、地域住の意向の反映のための機能を果たしてきましたが、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制が構築されていないなどの課題がありました。

そのため、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、大きく4点が見直しされました。その一つに、総合教育会議の設置があります。

(総合教育会議)

- ①市町村長は、総合教育会議を設けます。当会議は、市町村長と教育委員会で構成し、市町村長が招集します。
- ②当会議は、教育の振興に関する施策の大綱に関する協議のほか、次に掲げる事項の協議や事務調整をします。
 - 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- ③当会議は公開とし、個人の秘密を保つ必要があると認めるとき、公正が害されるおそれがあると認めるときなどは、非公開とします。当会議終了後は、記事録を作成し、これを公表するよう努めなければなりません。
- ④当会議で、構成員の事務の調整がされた事項は、市町村長及び教育委員会はその調整結果を尊重しなければなりません。

※黒松内町では、本来、町長が行う総合教育会議の運営、教育大綱に策定に関するものを、教育委員会に事務委任しているため、教育委員会が行います。

※当会議は、市町村長と教育委員会という同等な執行機関同士の協議と調整の場という位置付けで、決定機関ではありません。また、市町村長からの諮問に応じて審議を行う諮問機関でもありません。

※当会議には、事務局の教育委員会職員と、必要に応じて副町長のほか関係課の職員（例：総務課（予算編成・防犯・災害担当課）等）が同席します。

(当面する協議及び調整に係る教育議題)

当会議では、次の教育課題を当面する内容とし、適時、会議内において協議及び調整を行います。

- ①教育の振興に関する施策の大綱の策定について
- ②白井川小学校、白井川中学校の存続について
- ③各地区生涯学習館の維持管理及び存続について
- ④大規模な教育関連施設（総合町民体育館建設を含む）及び備品の整備について
- ⑤いじめ条例制定・青少年健全育成について
- ⑥子育て環境関連の施策について
- ⑦地域づくり関連の施策について

〈参 考〉

いじめ条例の制定状況（平成27年7月現在）

- 条例制定済み 12町村
- 要綱等制定済み 1町村
- 要綱等制定予定 1町村（27年8月）
- 未定 黒松内町ほか2町村
- 制定予定なし 2町村

(2) 黒松内町教育大綱の作成について

◆趣旨

今回の地教行法の改正により、首長が作成することが義務付けられた。

- 教育の目標や施策の根本的な方針であり、詳細な施策を策定するものではない。
- 総合教育会議において、町長と教育委員会が協議、調整を尽くし、教育委員会が策定する。(業務委任を町長より教育委員会が受けている)
- 協議が整ってできた大綱は、町長、教育委員会がお互いを尊重して事務を執行する。
- 学術、文化、スポーツも対象となるが、必ずしも網羅的に記載する必要はない。

1. 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるものです。

また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、「教育基本法」第17条第2項に基づく黒松内町の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

2. 関連計画等との整理

- ・国の第2期教育振興基本計画（計画期間H25年度～H29年度）
- ・北海道教育推進計画（改訂版 H26年度～H30年度）
- ・第3次黒松内町総合計画（実施計画後期H27年度～H31年度）
- ・黒松内町プナっ子 子どもプラン（H27年3月）
- ・黒松内町教育ビジョン21（H12年3月策定）
- ・黒松内町教育目標（H元年1月25日制定）
- ・H20年度からの黒松内町教育行政執行方針
- ・H20年度からの教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書

3. 期 間

期間は平成27年度を始期、平成31年度を終期とする5年間

黒松内町教育大綱 体系図 (案)

各年度の教育行政執行方針
に記載

実施計画

大綱

理念

目標

施策の基本的方向性

主な施策の観点

互いに励まし合い、思いやり豊かな人

互いに励まし合い、思いやり豊かな人

元気な体をつくり、命を尊ぶ人

大きな夢を持ち、学び続ける人

厳しさに負けず、努力し続ける人

ふるさとを愛し、世界にはばたく人

1. 学校と地域、保護者、関係団体が一体となりまち全体で子供たちを守り育てます。

2. 幼児から学齢児まで切れ目のない一貫した教育を展開し、未来を担う子供たちを育てます。

3. 豊かな自然を保全し、心豊かに、ともに支え合う人を育てます。

4. 文化、スポーツの環境を整え、機動的な組織づくりを勤め、ふるさとを愛する人材を育成します。

子供の心を育てる学校教育
・「生きる力」の育成
・地域とともにある教育の推進
・負託に応える学校づくり

子供の未来を育む家庭教育
・子供の健やかな成長を支える体制づくり

豊かな地域をつくる生涯学習
・生涯学習の推進
・文化振興の推進
・生涯スポーツの振興と健康づくり

推進組織

黒松内町教育委員会
・ 総務・生涯学習G
・ 子育て支援G
・ 文化振興G

保育園
町内小・中学校
しりべし学園分校

関係部局・団体
保健福祉課 青少年育成協議会
総務課 スポーツ推進委員会
びなの森自然学校 体育協会

4 その他

(今後の予定)

- ① 7月17日 第1回総合教育会議（設置要綱、大綱策定方針、教育課題）
- ② 9月下旬 第2回総合教育会議（大綱案策定、教育課題）
- ③ 10月 大綱案町民意見収集手続の実施
- ④ 11月 第3回総合教育会議（大綱案決定）・・・町民意見修正
- ⑤ 11月 町長による大綱策定及び公表
- ⑥ 12月下旬 第4回総合教育会議（予算関係、教育課題）